

静情審第37号
令和8年2月3日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月15日付け河砂第154号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

特定土石流の発生原因調査報告書に関する文書の非開示決定に対する審査請求
（諮問第263号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その全部を非開示とした決定については、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する情報を除き、開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和6年6月5日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、翌6日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和6年6月18日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、本件対象公文書の全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和6年9月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 別記2-1について

ア 実施機関は、警察が住民から収集した動画・静止画について、「当該資料を開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること、任意の協力が得られなくなる等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」として、条例第7条第6号に該当すると主張しているが、条例の「解釈及び運用の基準」によると、「適正」とは、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨であり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的な法的保護に値する蓋然性が要求される。つまり、本号は、行政機関に広範な裁量を与える趣旨ではなく、名目的、抽象的に、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要とされる。

イ 本件において、実施機関が、公にすることにより「支障を及ぼす」と主張する「当該事務又は事業」は、弁明書によれば、警察や消防による「今後の捜査や消防活動」とのことであり、さらに「支障を及ぼす」理由は、「捜査

協力者や通報者に関する情報等が含まれているから」ということである。

ウ しかし、別記２－１は、令和３年７月３日に特定地区で発生した土石流（以下「特定土石流」という。）の流下状況を撮影した客観的な映像資料であり、捜査協力者や通報者に関する情報が含まれるものではない。また、特定土石流により甚大な被害が発生したこと自体は社会的にも明らかであるところ、現に実施機関も、令和４年９月８日付け「特定土石流の発生原因調査報告書」（以下「本件報告書」という。）をもって調査結果自体は既に公開済みであるから、その基礎となった資料を今般公にすることによって法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性は想定されない。実際、動画等を警察に提供し本件報告書の基礎資料として利用されたにも関わらず、その基礎資料部分が公にされることは許容できないとして、今後の警察の捜査に任意に協力しないという住民が実際にいるのか明らかではなく、むしろ抽象的に支障の可能性を示すものに過ぎない。

エ 公にすることによる利益の観点からも、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しないというべきである。すなわち、県は、本件動画等を根拠に本件報告書を作成し、既にこれを公表している。本件報告書は、「特定土石流の発生原因を究明し、公表することが必要不可欠」という考えのもと作成されたものである。かかる本件報告書作成の目的からすると、その基礎資料と本件報告書の記載内容の整合性や客観性が確認されなければ、本件報告書自体の正確性、客観性、信ぴょう性を担保できない。特定土石流による被害の甚大さに鑑みれば、その原因究明及び災害対策に資するというべきである。それゆえ、本件報告書の基礎資料が公にされることの利益は重視されなければならない。

オ したがって、本件動画等は、「公にすることにより・・・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当せず、条例第７条第６号の非開示情報に該当しない。

(2) 別記２－２について

ア 実施機関は、消防の通報記録を非開示情報とする理由に関しても、本件動画等と同様に、「当該資料（動画、静止画及び消防の通報記録）を開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること、任意の協力が得られなくなる等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、条例第７条第６号該当性を主張する。

イ しかしながら、消防の通報記録は、通報者個人に関する情報部分を除いては、一般に公開されるべき情報である。これを公にしても、消防活動に対して支障を生ずるおそれは、抽象的にも具体的に想定されない。

ウ 消防活動に関しては、特定土石流の発災から既に３年以上が経過しており、現時点では災害対応や救助業務等の消防活動は行われておらず、同活動

に及ぼすべき支障はないとすらいえる。

エ なお、実施機関による非開示理由が判然としないのであるが、仮に、実施機関が支障を生じると主張する「当該事務又は事業」が、捜査活動や消防活動ではなく、特定土石流の発生原因調査検証（以下「本件調査検証」という。）ということだとしても、既に本件調査検証は、報告書をもって最終報告を完了しており、今後あらためて住民や警察、消防に情報提供を依頼するような活動は具体的には想定されず、よって支障を生じるおそれも実質的、具体的に認められない。

オ したがって、消防の通報記録は、「公にすることにより、・・・適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず、条例第7条第6号の非開示情報に該当しない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

当該資料は、警察及び消防より、任意に提供された記録である。

別記2-1は、警察が住民から収集したものであり、別記2-2は、特定の市消防本部が住民から受信したものである。

(2) 条例第7条第6号該当性について

当該資料は、捜査協力者や通報者に関する情報等が含まれており、警察及び消防からは、今後の捜査や消防活動に支障を来すため、本目的のみに使用し、公にしないとの条件で提供された記録である。

当該資料を開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること、任意の協力が得られなくなる等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件決定を行った。

(3) その他について

開示しないこととした根拠規定については、当該記録の提供元が警察及び消防であったため、本件決定時では条例第7条第3号としていたものを、第6号に訂正する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件報告書において特定土石流の流下状況や規模等を時系列で整理する際に使用した基礎資料の一部である。

実施機関によると、本件報告書は、甚大な被害をもたらした特定土石流の悲劇を繰り返さないため、当該基礎資料などをもとに技術専門家からなる検証

委員会による検証結果を踏まえて作成されたもので、本件調査検証の最終報告書として令和4年9月8日付けで公表されたものとのことである。

審査請求人は、特定土石流の発災から長期間が経過しており、さらに本件報告書において調査結果を公開済みであることから、今後、特定土石流に係る消防活動や関係機関に情報提供を依頼するような活動も具体的には想定されないなどとして、本件対象公文書は条例第7条第6号には該当せず、通報者個人に関する情報部分を除いては、開示すべき旨を主張している。

これに対し、実施機関は、本件対象公文書は、捜査協力者や通報者に関する情報等が含まれており、資料提供元である警察及び消防からは、今後の捜査や消防活動に支障を来すため、本目的のみに使用し、公にしないとの条件（以下「本件条件」という。）で提供された記録であり、当該記録を開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第6号に該当すると主張している。

以上により、審査請求人及び実施機関のいずれも条例第7条第6号の該当性について主張していることから、以下、本件対象公文書の第6号該当性について検討する。

(2) 条例第7条第6号について

条例の「解釈及び運用の基準」によれば、本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関の主張について

上記4の実施機関の主張について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関の説明は以下のとおりであった。

(ア) 取得経緯及び本件条件について

a 本件対象公文書を警察及び消防から取得した際の具体的な経緯や本件条件を確認することができる記録は存在しない。

b 弁明書に記載した「当該業務」とは、本件調査検証をはじめとした実施機関による土石流の発生原因調査検証のことである。

(イ) 記載事項について

a 別記2-1は、特定土石流の様子を住民が撮影した動画又は静止画であり、本文書の一部に、特定の個人を識別することができる個人の顔が記録されている。

b 別記2-2は、特定の市消防本部が記録した特定土石流に係る通報記録であり、整番、火災、救急、回線、地区、管轄署、管区、受付者、受付時刻、覚知時刻、覚知種別、天候、風向、気温、湿度及び通報内容の項目で構成され、通報内容の項目内の一部に、特定の個人を識別することができる通報者又は被災者の氏名が記録されている。

イ 本件調査検証について

上記ア(7)bから、実施機関が主張している適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある「当該業務」とは、本件調査検証をはじめとした実施機関による土石流の発生原因調査検証のことである。

実施機関によると、本件調査検証は、令和4年9月の本件報告書の公表をもって基本的に完了している業務とのことである。このことから、今後、実施機関が資料提供元である警察又は消防に対して、本件調査検証に係る情報提供を依頼するような事情は見当たらないことから、本件対象公文書は、これを公にした場合に本件調査検証の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

ウ 取得経緯及び本件条件について

上記イのとおり、本件対象公文書を開示することで本件調査検証に影響はないが、将来の同種の調査検証が発生した場合への影響も検討するため、実施機関(実施機関のうち、本件調査検証の所管課である本件審査請求の担当課と区別するため、以下、(7)及び(イ)において、特定土石流の発災地域を管轄する県土木事務所を指す場合には「特定土木事務所」という。)に対する資料提供の経緯等について、当審査会事務局職員をして警察及び消防にも確認させたところ、警察及び消防の説明は以下のとおりであった。

(7) 別記2-1について

- a 当該文書は、特定土石流の発災から約2日後に住民の避難先となっていた宿泊施設等へ警察が出向き、住民から入手したものである。
- b 当該発災から約3週間後、特定土木事務所から当該文書を保有している警察署に対し、口頭にて文書提供依頼があったため、当該警察署で提供元である住民へその旨説明し、承諾を得た後、特定土木事務所へ提供した。
- c 当該提供に際し、本件条件を付したことを確認できる記録は存在しない。

(イ) 別記2-2について

- a 当該文書は、消防にて119番通報を受けた際、司令室にて受信した情報をシステム入力しており、その情報を帳票へ出力したものである。
- b 発災当時、特定土木事務所及び消防をはじめとした関係機関で特定土石流に係る協議を頻繁に実施しており、その際、特定土木事務所から

市消防本部へ口頭にて本文書の提供依頼があったため、特定土木事務所へ提供した。

c 当該提供に際し、本件条件を付したことを確認できる記録は存在しない。

d 消防で本文書の開示請求を受けた際は、通報内容の項目内に記載されている個人情報を除き、開示している。

(ウ) 上記により、本件対象公文書の提供に際し、実施機関が主張する4(2)のような条件が付されていたという事実は認められない。別記2-1は、警察において住民の承諾を得て実施機関へ提供しており、別記2-2も既に消防において個人情報を除いて開示対応をしていることから、仮に実施機関において条例第7条第2号に該当する部分を除いてこれを開示したとしても、警察の捜査や消防活動に支障を来すおそれがあるものとは認められない。また、警察及び消防との間において、今後の円滑な情報共有が妨げられる、任意の協力が得られなくなる等の将来の同種の調査検証へ支障を及ぼす事情も認められない。

エ 非開示情報該当性について

上記イ及びウにより、本件対象公文書は、条例第7条第6号に該当するものとは認められない。

ただし、本件対象公文書には、上記ア(イ)のとおり特定の個人を識別し得る情報が含まれているとのことであり、当該部分が条例第7条第2号に該当する場合、当該部分については非開示とするべきである。

オ 結論

以上のことから、本件対象公文書につき、その全部を非開示とした決定については、条例第7条第2号に該当する情報を除き、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

「特定土石流の発生原因調査検証委員会」による検証結果を踏まえ作成された、静岡県作成の「特定土石流の発生原因調査報告書」（令和4年9月8日付）の4-3頁「4.2.1 調査方法」に、以下のように記載されている当該動画、静止画及び消防の通報記録。

- ・住民が撮影した動画・静止画等、34点。
- ・消防の通報記録、54点（うち本調査に有用な情報は4点）。
- ・NHKによる9月2日放送番組のうち、上記34点以外の動画、3点。

別記2 本件対象公文書

No.	文書の名称
1	住民が撮影した動画・静止画等、34点
2	消防の通報記録、54点（うち本調査に有用な情報は4点）

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和6年10月15日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和7年11月20日	審議	第394回
令和7年12月23日	審議	第395回
令和8年1月27日	答申	第396回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第394回～第396回
加 納 江 理	静岡県立大学看護学部 講師	第395回、第396回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第395回、第396回
久保田 誠 実	弁護士	第394回～第396回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第394回～第396回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会元監事	第394回
森 下 文 雄	弁護士	第394回、第396回